



共生社会創造に向けた民主党11の提案 (共生イレブン)

「最終とりまとめ」より抜粋した11の重点政策

民主党共生社会創造本部



中間とりまとめ（2015.12）後、 全国でフォーラムを開催



共生社会
創造フォーラム
2月7日
大分



共生社会創造本部「とりまとめ」フレーム

中間とりまとめ
(2015. 12. 22)

全国10カ所で開催した
フォーラムで頂いた意見

党内、有識者の意見

最終とりまとめ (案)

共生イレブン
11の重点政策

私たちの目指す共生社会とは

一人ひとりがかかけがえのない個人として尊重され、多様性を認めつつ互いに支え合い、全ての人に居場所と出番がある、強くてしなやかな社会をつくる。

児童扶養手当の大幅引き上げ

現在の児童扶養手当

1. 支給額

第1子 最大42,000円
(収入により変動)

第2子 5,000円

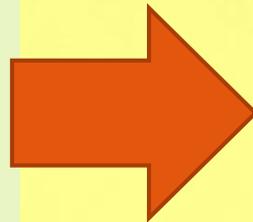
第3子以降 3,000円

2. 支給対象年齢

18歳の誕生日の後に
最初にくる3月31日まで

3. 支給回数

1年に3回



民主党の提案

1. 支給額

第1子 最大42,000円
(収入により変動)

第2子 **10,000円**

第3子以降 **10,000円**

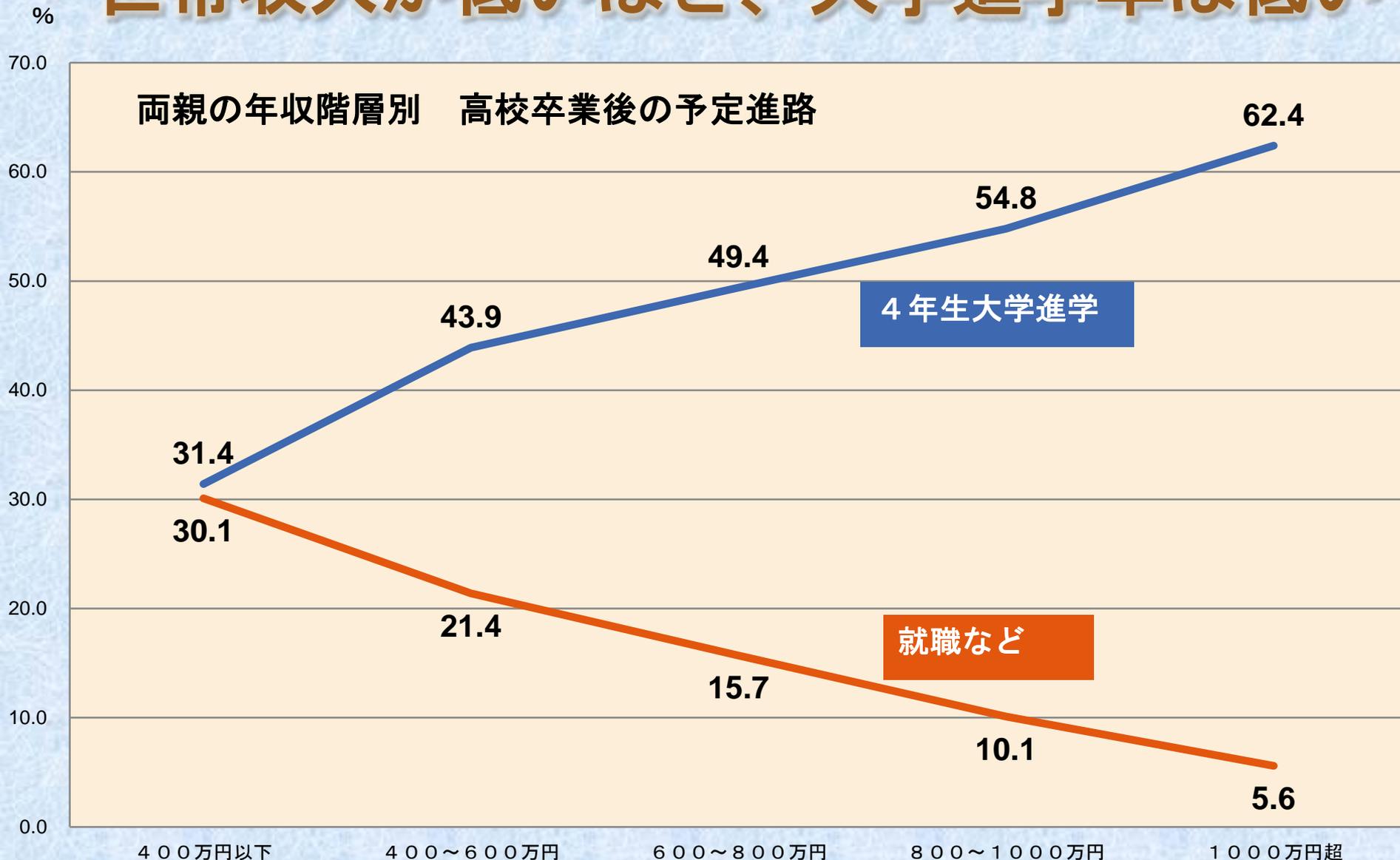
2. 支給対象年齢

20歳の誕生日の後に
最初にくる3月31日まで

3. 支給回数

1年に12回 (毎月支給)

世帯収入が低いほど、大学進学率は低い



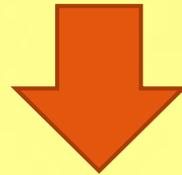
渡しきり（給付型）奨学金の創設

★目標

GDPに占める公財政教育支出の割合をOECD平均並に引き上げ、教育にかかる家計の負担を大幅に引き下げる。

【GDPに占める公財政教育支出（2011年）】

OECD平均 = 5.6% 日本 = 3.8%



★第一歩として

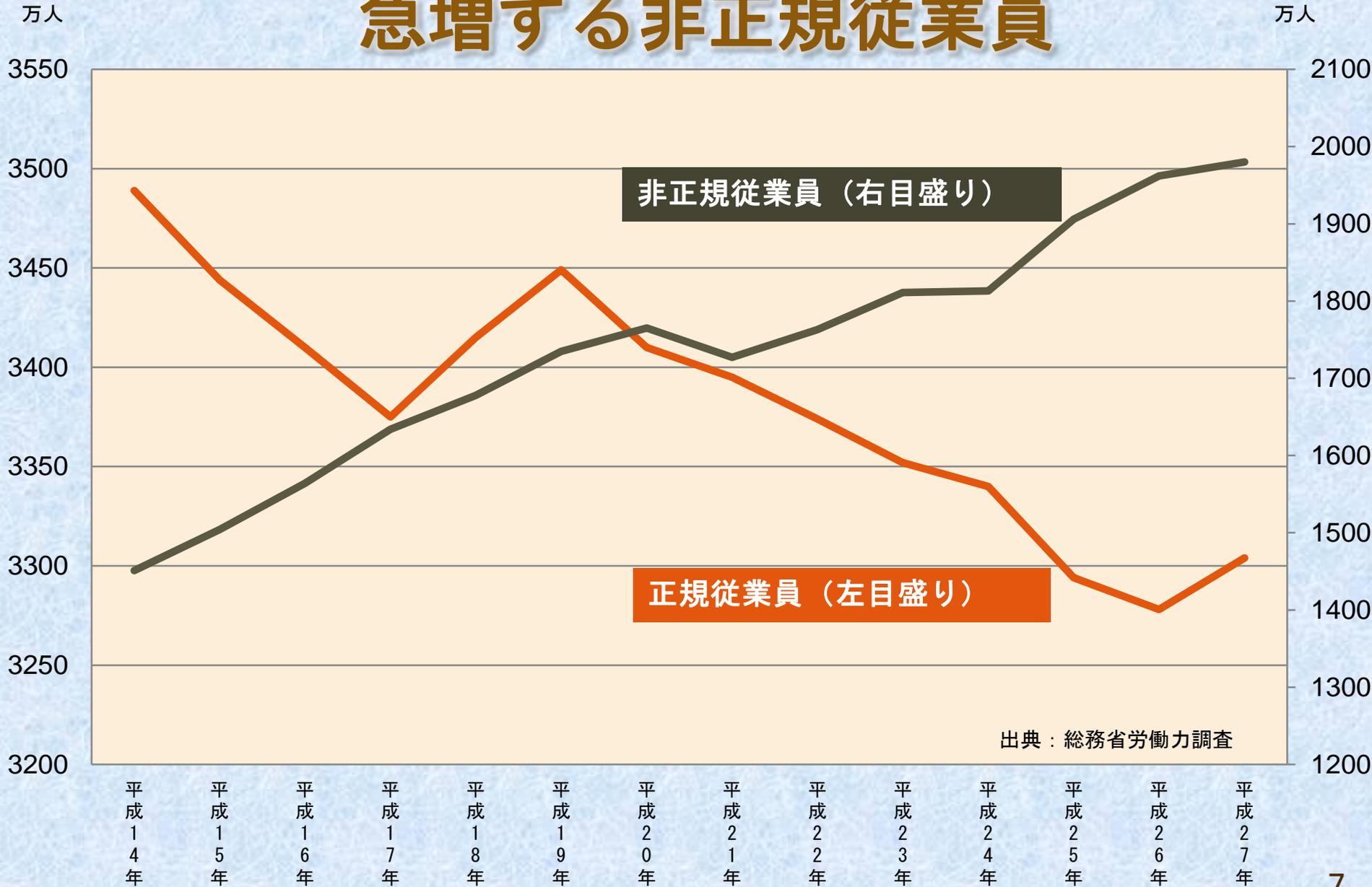
一定の要件の下、返済不要の渡しきり（給付型）奨学金を創設する。合わせて大学授業料の減免措置拡大を検討。

（渡しきり奨学金のイメージ）

対象者：家計の収入など一定の要件

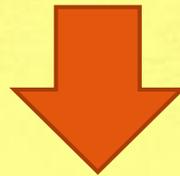
給付額：大学生 5万円 大学院生 8万円

急増する非正規従業員



有期雇用の入り口規制を導入する

現在、有期雇用（期間の定めがある雇用）に対する法律上の制限はなく、会社は自由に有期で人を雇うことができる。

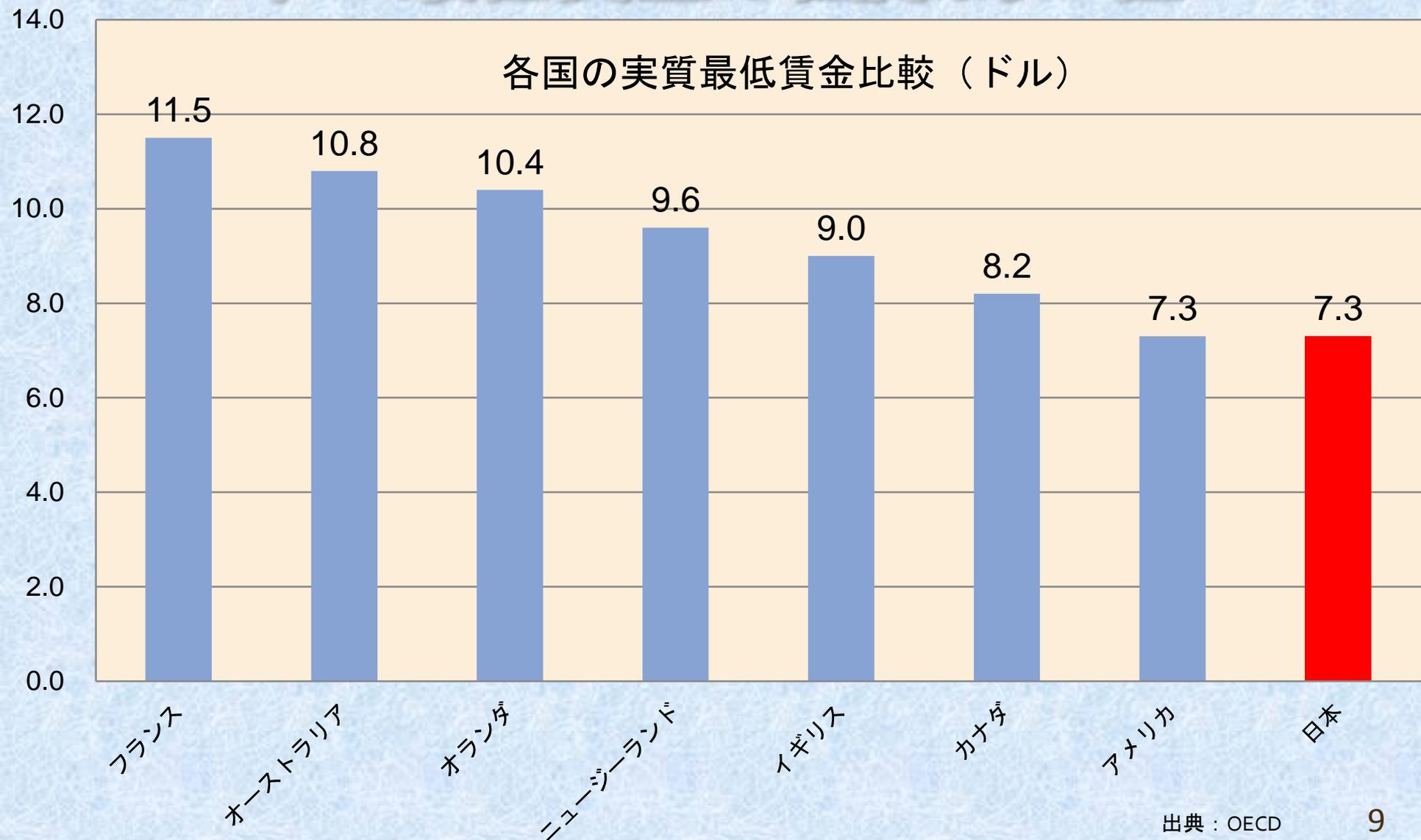


以下の原則を法律で定める。

- 雇用の原則を無期雇用（期間の定めのない雇用）とする。
- 「対象となる仕事に期限がある」など、合理的な理由がある場合に限り、有期雇用を可能とする。

日本の最低賃金は国際的に低い

各国の実質最低賃金比較（ドル）



最低賃金を引き上げる

日本の最低賃金（2015年度）

全国平均798円 最高額907円 最低額693円



- 2020年までに全国平均で最低賃金を1,000円に引き上げる。
- 全国を4区分にするなど、地域間格差を広げる現在の最低賃金制度を見直す。

保育士の待遇が低いことが、 待機児童の大きな原因



賃金が安い

保育士 21万9千円 < 全産業平均 33万3千円

人手不足（有効求人倍率）

保育士 2.44 < 職業計 1.23

介護職・保育職の待遇を改善する

- 3月2日に「介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案」を提出
⇒月額平均1万円の賃金アップ
- 「保育士、幼稚園教諭等の人材確保に関する特別措置法案」を今月中に提出予定
⇒月額平均5万円の賃金アップ

社会保険の適用拡大

民主党政権

- 非正規などが厚生年金・健康保険に入りやすいように、労働時間の基準を見直す
⇒本年10月に約25万人が新たに加入

2016年国会

- 中小企業が新たに人を雇った場合、企業が負担する従業員の社会保険料（保険料全体の1/2）を国が助成する法案を国会に提出

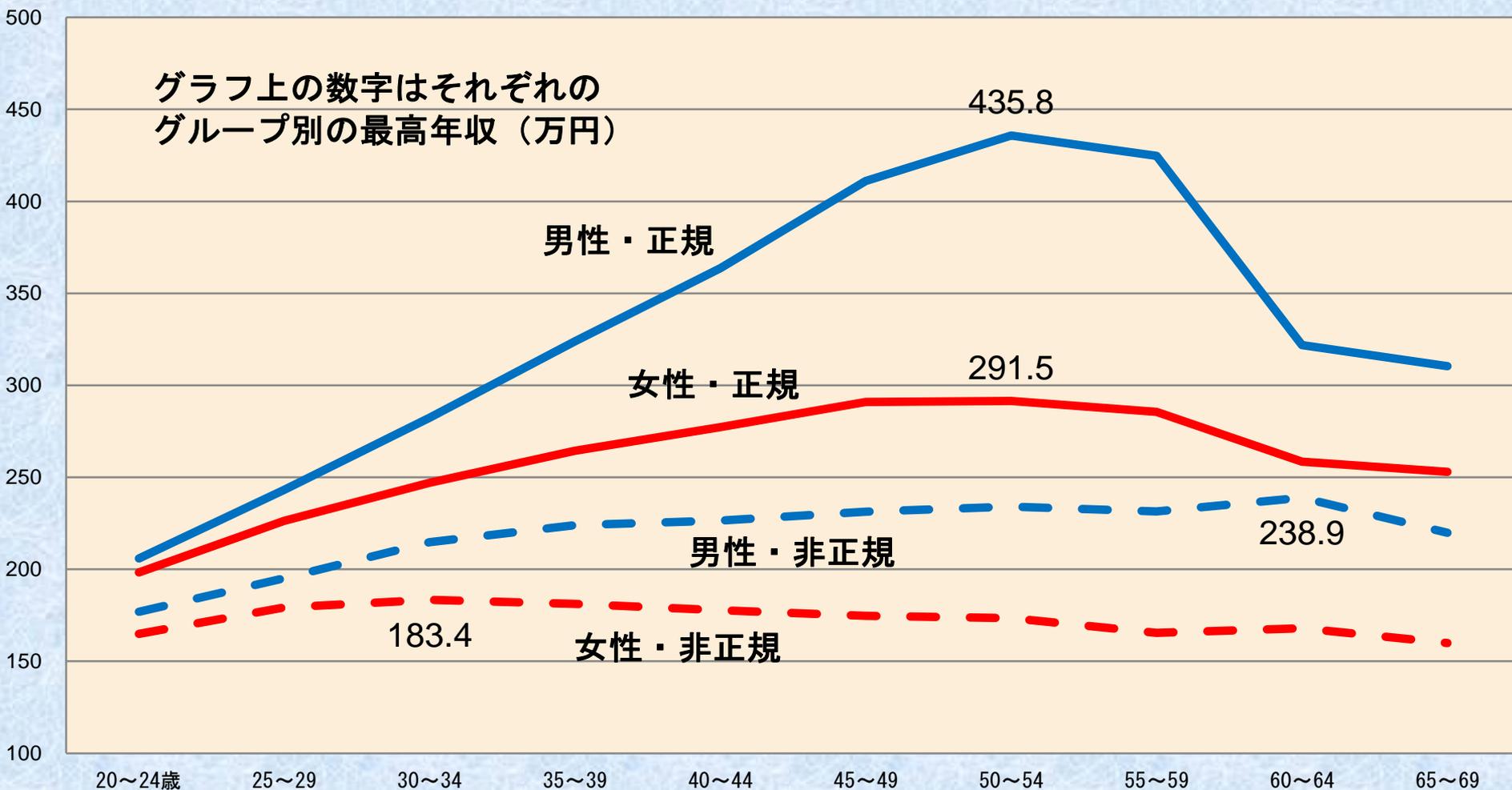
目標

- 会社で働く人は、どのような雇用形態であっても、原則全員厚生年金に加入できるようにする

余りに大きい男女間の賃金格差

男女別賃金の推移（正規・非正規の別）

万円



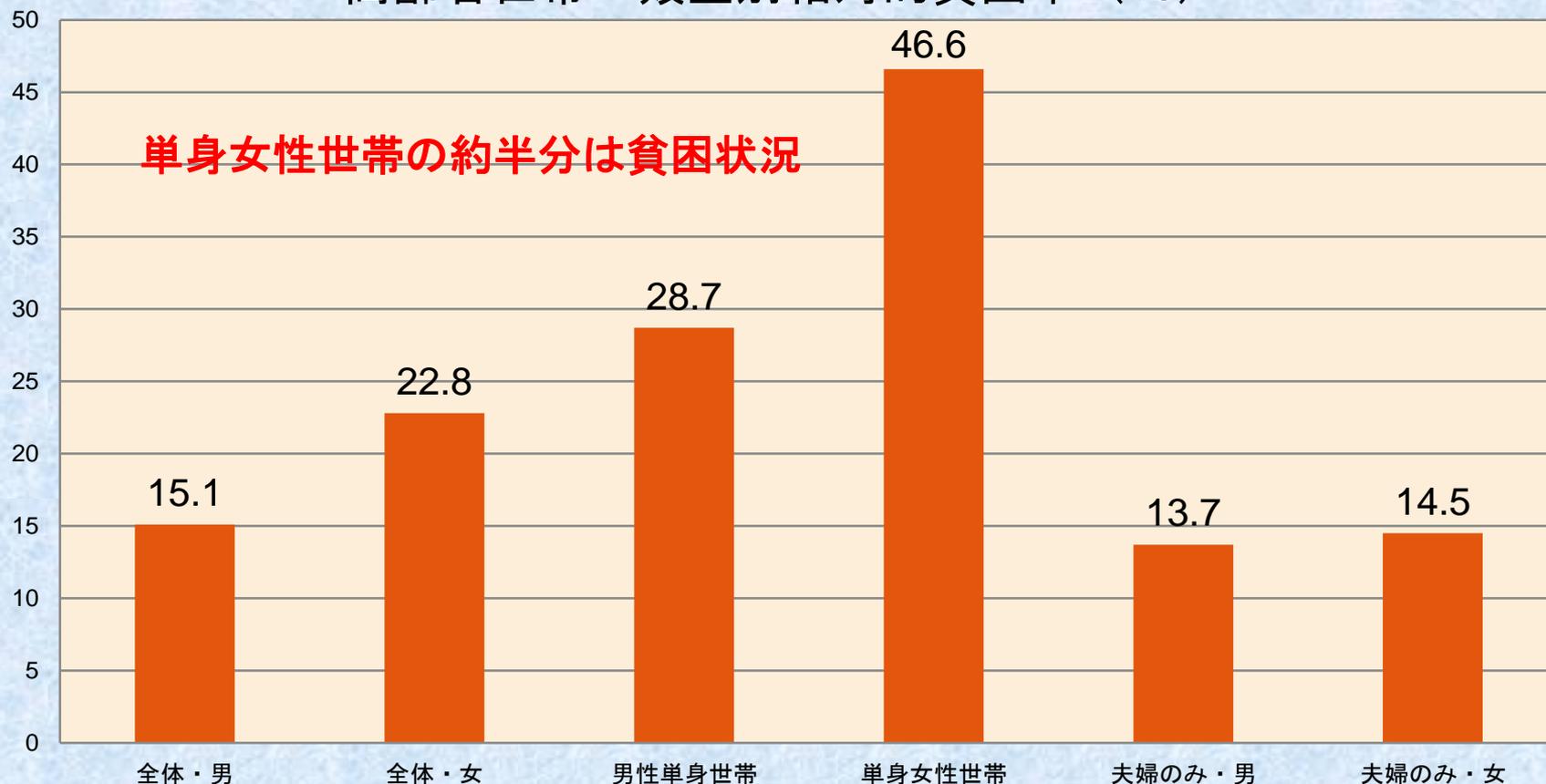
選択的夫婦別姓を実現する

夫婦の姓を巡る各国の状況

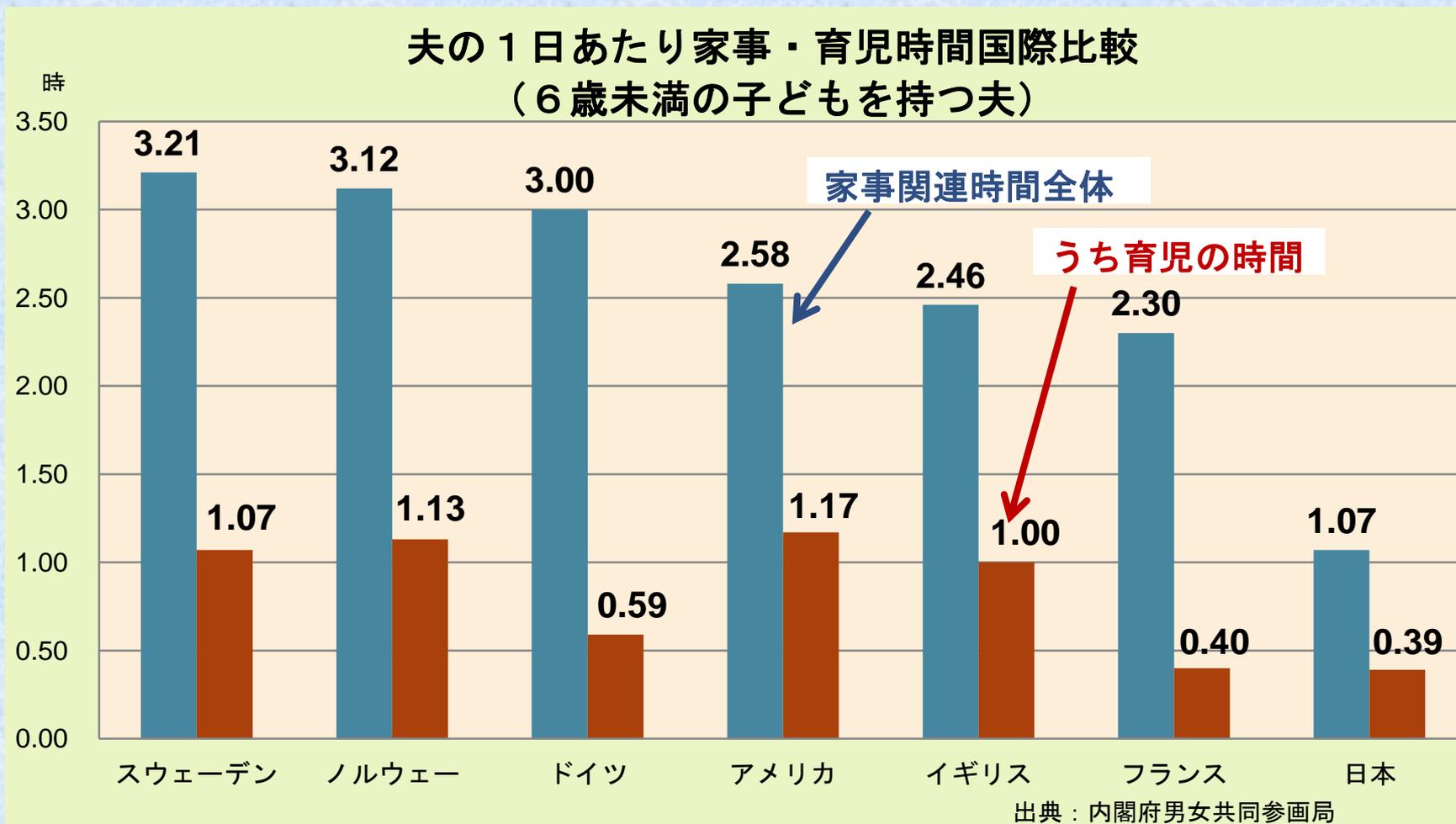
日本	同姓（1898年までは別姓）
アメリカ	州によって異なる
ドイツ	同姓か結合姓 近年の法改正で別姓も可能に
フランス	別姓。妻は夫の姓も可
イタリア	夫は自分の姓、妻は結合姓
ロシア	同姓、別姓、結合姓から選べる
中国	別姓
韓国	別姓
タイ	夫か妻の姓

低年金者に対する支援

高齢者世帯 類型別相対的貧困率 (%)



日本の男性の家事・育児時間は非常に少ない



全く減っていない日本の正社員の労働時間

正社員の総実労働時間の推移（時間）



資料出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

労働時間規制の強化 インターバル規制の導入

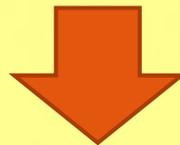
現在の労働時間規制

【原則】 1日8時間、週40時間（労働基準法32条）

【例外】 労使で時間外労働協定（36協定）を締結すれば、一定の限度内で時間外労働が可能（労働基準法36条）

【例外の例外】 「特別条項付き36協定」を締結すれば、**臨時的に**限度時間を超えて時間外労働を行わせることができる。

⇒実態：**「臨時的」が「恒常的」**になり、また違法である**「サービス残業」**がはびこることで、実質的に際限のない労働を強制させられることがある。



以下を法律で定める

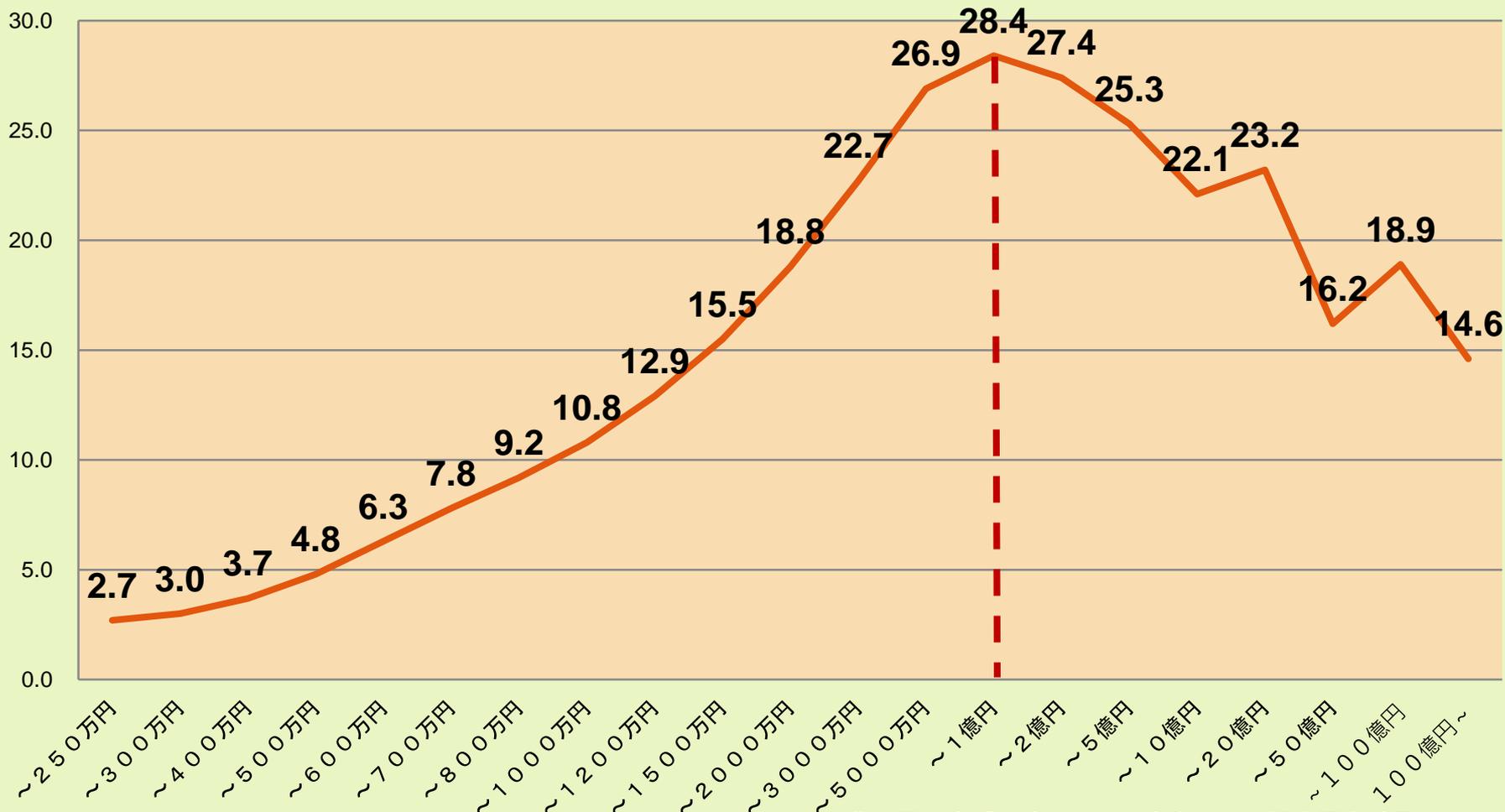
○月または四半期単位で**例外なき労働時間**上限を定める

○仕事の終業時間から翌日の始業時間までに**11時間のインターバル**を確保を義務づける。

また、サービス残業解消のため、労働基準監督署の監視を強化する。

1億円を超えると所得税の負担割合が低下する

所得階層別の所得税負担率 (%)



出典：国税庁「平成24年分申告所得税標本調査結果」

“格差の壁”を打ち破るための財源

「共生イレブン」の実現に向けて...

- 金融所得課税の割合を25%（現行20%）に引き上げる

共生社会創造に向けて...

- 既存歳出の見直し、所得課税・資産課税の累進強化を含む税制の見直しを進める